

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

平成 24 年 4 月 20 日

議会事務局長（齋藤清壽君）

事務局長の齋藤清壽です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の小松代智議員をご紹介します。

臨時議長（小松代智君）

ただいまご紹介いただきました年長の小松代智です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（小松代智君）

ただいまから平成 24 年第 2 回平泉町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

臨時議長（小松代智君）

日程第 1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

臨時議長（小松代智君）

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1 番、升沢博子議員、2 番、大内政照議員を指名します。

臨時議長（小松代智君）

日程第 3、選挙第 1 号、議長選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口の閉鎖をします。

（議 場 閉 鎖）

臨時議長（小松代智君）

ただいまの出席議員数は 12 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項及び運用例規により立会人に3番、阿部正人議員、4番、寺崎敏子議員、5番、高橋幸喜議員の3名を指名したいと思います。

次に、投票用紙を配布します。

(投票用紙 配布)

臨時議長（小松代智君）

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ順次投票願います。なお、同じ氏、名前のみを記載したもの、白票で投票したものなど、被選挙人を確認できないものは無効となりますので、申し添えます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（小松代智君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱 点検)

臨時議長（小松代智君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

議会事務局長（齋藤清壽君）

投票は運用例規により、議長席に向かって右側から順次登壇し、投票用紙を備え付けの投票箱に投入していただきます。

最初に立会人の方から投票していただきます。3番、阿部正人議員。4番、寺崎敏子議員。5番、高橋幸喜議員。1番、升沢博子議員。2番、大内政照議員。6番、石川章議員。8番、佐藤孝悟議員。9番、佐々木雄一議員。10番、千葉勝男議員。11番、畠山寛二議員。12番、青木幸保議員。最後に、臨時議長は議長席から投票していただきます。

臨時議長（小松代智君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（小松代智君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番、阿部正人議員、4番、寺崎敏子議員、5番、高橋幸喜議員の開票の立ち会いをよろしくお願いいたします。

(開 票)

臨時議長（小松代智君）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票なしです。有効投票のうち、青木幸保議員 8 票、千葉勝男議員 4 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、青木幸保議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

（議 場 開 鎖）

臨時議長（小松代智君）

ただいま議長に当選された青木幸保議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

青木幸保議員、あいさつをお願いいたします。

青木幸保議員。

12 番（青木幸保君）

ただいまは、議長選挙におきましてご推挙賜りました青木幸保でございます。もともと浅学非才な身ではありますが、誠心誠意議長職を頑張ってお参りたいというふうに思います。

ただいま国は、消費税の問題、そして TPP の課題、そして原発事故後の放射能の課題等、まさに地方に直結する、また、私たちの生活に直結するそういった大きな課題を抱えております。そういう中におきまして、地方の果たす役割は、まさに地方が自ら考えを自分たちで作り出して、そして向かっていかななくてはならない、そういう時代背景にあると思います。そういった中において、地方議会、つまり私たちの議会の果たす役割は、まさに厳しい、そしてその先頭に立ってやっていかななくてはならない、そういう状況にあると自覚いたしております。その先頭に立って皆さんと共に、そして皆様方のご指導とお力添えを賜りながら一生懸命頑張ってお参りますので、今後とも、なお一層のお力添えとご支援をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

臨時議長（小松代智君）

ただいま、青木幸保議長に当選承諾のごあいさつをいただきました。

青木幸保議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力、誠にありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 16 分

再開 午前 10 時 20 分

議 長（青木幸保君）

再開します。

これから本日の議事日程第 2 号に入ります。

本日の議事日程第2号は、お手元に配布のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに議事日程第2号に入ります。

議長(青木幸保君)

日程第4、会期の決定についての件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定しました。

議長(青木幸保君)

次に、日程第5、選挙第2号、副議長選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口の閉じます。

(議場閉鎖)

議長(青木幸保君)

ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項及び運用例規により立会人に3番、阿部正人議員、4番、寺崎敏子議員及び5番、高橋幸喜議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

議長(青木幸保君)

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であり、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。なお、同じ氏、名前のみを記載したもの、白票で投票したものなど、被選挙人を確認できないものは無効であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（青木幸保君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱 点検）

議 長（青木幸保君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼により順次投票願います。

議会事務局長（齋藤清壽君）

先程の議長選挙と同じように進めて参ります。

まず立会人の方から先に投票していただきます。3番、阿部正人議員。4番、寺崎敏子議員。5番、高橋幸喜議員。1番、升沢博子議員。2番、大内政照議員。6番、石川章議員。7番、小松代智議員。8番、佐藤孝悟議員。9番、佐々木雄一議員。10番、千葉勝男議員。11番、畠山寛二議員。議長は議長席から投票していただきます。

議 長（青木幸保君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番、阿部正人議員、4番、寺崎敏子議員及び5番、高橋幸喜議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

議 長（青木幸保君）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票なしです。有効投票のうち、佐藤孝悟議員7票、高橋幸喜議員5票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、佐藤孝悟議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議 場 開 鎖）

議 長（青木幸保君）

ただいま副議長に当選されました佐藤孝悟議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

佐藤孝悟議員、登壇の上、あいさつをお願いします。

8 番（佐藤孝悟君）

ただいま副議長という大変な重責を賜りまして、誠にありがとうございます。副議長の仕事といたしますと、議長を支えることが主でありますけれども、やはりその後押しをする、いろんな意

味で後押しをして協力していくということも大切かと思われます。町民の福祉、町民の立場を念頭に入れながら議会改革に邁進して参りたいと思ひます。それが町民の福祉につながるものと確信をしております。どうぞ、この4年間よろしくお願ひを申し上げまして、一言あいさつに代えます。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

それでは暫時休憩とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

議長（青木幸保君）

再開いたします。

日程第6、議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定によって、お手元に配布した議席表のとおり指定します。

議長（青木幸保君）

日程第7、常任委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配布のとおりです。名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、議長は、議会全体を統理する立場から、常任委員を辞退したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに各常任委員会を招集します。総務教民常任委員会の会議場所は委員会室1、産業建設常任委員会の会議場所は委員会室2において、それぞれ委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時15分

議長（青木幸保君）

再開いたします。

日程第8、常任委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告をいたさせます。

議会事務局長（齋藤清壽君）

それでは、常任委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務教民常任委員長、4番、寺崎敏子議員、総務教民常任副委員長、5番、高橋幸喜議員。産業建設常任委員長、3番、阿部正人議員、産業建設常任副委員長、2番、大内政照議員。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

以上、事務局長の報告のとおり委員長、副委員長が選任されました。

議長（青木幸保君）

日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、1番、升沢博子議員、3番、阿部正人議員、4番、寺崎敏子議員、10番、畠山寛二議員、11番、佐藤孝悟議員を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに議会運営委員会を招集します。委員会室2において、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時33分

議長（青木幸保君）

それでは再開いたします。

日程第10、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告をいたさせます。

議会事務局長（齋藤清壽君）

それでは、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会運営委員長には、10番、畠山寛二議員、議会運営副委員長、1番、升沢博子議員。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

以上、事務局長の報告のとおり委員長、副委員長が選任されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時00分

議長（青木幸保君）

再開します。

日程第11、選挙第3号、一部事務組合等議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

一関地区広域行政組合議会議員には、2番、大内政照議員、3番、阿部正人議員を指名します。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員には、6番、石川章議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名の方を、それぞれ一部事務組合等議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の方が、一部事務組合等議会議員に当選されました。

ただいま一部事務組合等議会議員に当選されました一関地区広域行政組合議会議員、2番、大内政照議員、3番、阿部正人議員、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、6番、石川章議員がそれぞれ議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を

いたします。

当選人の発言を求めます。登壇してあいさつ願います。

最初に、一関地区広域行政組合議会議員に当選されました2番、大内政照議員からお願いいたします。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

このたび、一関地区広域行政組合議会の議員として皆様方からのご推選により選ばれましたことを大変ありがたく思っております。広域行政とはいいながら、やはり我々の生活に密着した分野でありまして、ごみ処理とか諸々あります。最近では放射能問題とか、それからごみ処理にしてもごみ発電などという、そういう話も出ておりまして、やはりエネルギーを有効にどういうふうに使っていったらいいか、その辺も含めて皆様のご意見を伺いながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

議長（青木幸保君）

引き続き、3番、阿部正人議員、登壇願ひます。

3 番（阿部正人君）

このたびは広域行政組合議員としてご推挙いただきまして大変ありがとうございます。この広域行政組合については、前期も皆様方に協力をいただいた中で引き続きということでございました。

それで、今問題にしております介護の問題、それから放射能はもちろんでございますが、介護保険料とか、それから放射能の問題、これの焼却問題、それから更には今問題にしておりますごみ処理問題の耐用年数が相当経ておりますから、これの修繕、こういったものもこれから課題になって参ります。いずれ、そういう諸課題について前向きに全力で頑張つて参りたいと、こういうふうに思ひます。どうぞ今後とも皆様の提案なり何なり、そういったものを声を一関行政組合議会に伝えて参りたいと、こういうふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（青木幸保君）

続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された6番、石川章議員からお願いいたします。

6番、石川章議員。

6 番（石川章君）

先程は、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員にご推選していただきまして誠にありがとうございます。皆様ご案内のとおり、少子高齢化時代ということに突入しておりますので、この高齢者の方々が元気で健やかに生活できるよう、暮らしが求められるよう努力して参りますので、今後ともよろしくご指導のほどお願ひ申し上げましてごあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

議長（青木幸保君）

以上で一部事務組合等議会議員の選挙を終わります。

議 長（青木幸保君）

日程第 1 2、発議第 1 号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

発議第 1 号を提出いたします。

提出者は私、大内政照、賛成者は寺崎敏子議員、阿部正人議員、升沢博子議員、畠山寛二議員であります。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

議会広報編集特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

記、1、名称、議会広報編集特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。3、目的、議会の審議並びに一般質問等の状況を広く住民に周知するために広報紙を発行する。4、委員の定数、5人。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長（青木幸保君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これから、発議第 1 号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第 1 号、議会広報編集特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置された議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1

項の規定により議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

議会広報編集特別委員会の委員には、2番、大内政照議員、3番、阿部正人議員、4番、寺崎敏子議員、1番、升沢博子議員、10番、畠山寛二議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の委員には、ただいま申し上げました5名の委員を選任することに決定しました。

委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において直ちに議会広報編集特別委員会を招集します。委員会室2において、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後1時14分

再開 午後1時15分

議長(青木幸保君)

それでは、再開します。

日程第13、議会広報編集特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告いたさせます。

議会事務局長(齋藤清壽君)

それでは、議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会広報編集特別委員長には2番、大内政照議員、議会広報編集特別副委員長には4番、寺崎敏子議員でございます。

以上でございます。

議長(青木幸保君)

以上、事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が選任されました。

暫時休憩します。

休憩 午後1時16分

再開 午後2時02分

議 長（青木幸保君）

それでは再開いたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本臨時会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程第3号に入ります。

本日の議事日程第3号は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに議事日程第3号に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第14、承認第1号から日程第19、議案第32号まで、承認案件5件、補正案件1件の合計6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは承認案件5件、議案案件1件につきまして、それぞれ提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認案件についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

承認第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

専決処分の内容につきましては、2ページの理由にありますとおり、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

承認第2号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

これにつきましては、7ページにありますとおり、平成23年度平泉町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成23年度平泉町一般会計補正予算（第5号）。平成23年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳

出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億203万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,090万3,000円としたものでございます。

次に、21ページをお開き願います。

承認第3号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

これにつきましても22ページにありますとおり、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成23年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億54万6,000円としたものでございます。

次に、25ページをお開き願います。

承認第4号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

これにつきましても26ページにありますとおり、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第4号）。平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,349万1,000円としたものでございます。

次に、29ページをお開き願います。

承認第5号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。

これにつきましても30ページにありますとおり、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。平成23年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ630万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,065万1,000円としたものでございます。

続きまして、議案案件についてご説明を申し上げます。

33ページをお開き願います。

議案第32号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成24年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,831万4,000円としようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

直ちに、日程第14、承認第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

承認第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてのご説明をいたします。

今回の主な改正点は、たばこ税の引上げ、東日本大震災に伴う特例措置の延長及び町民税の税率の特例に関するものでございます。

お手元に配布の参考資料によりましてご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第37条の2でございしますが、町民税の申告書の提出要件を定めているわけでございますけれども、その中で、年金所得者の申請手続き簡素化の観点から、寡婦控除を受けようとする者の扶養申告等の申請に併せて申告することにより、町民税での申告の必要がないようにというふうに変更しようとするものでございます。

第54条第7項の改正は、地方税法施行規則等の改正によります条文の改正でございます。

1ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第90条の2はたばこ税の改正で、平成25年4月以降に売り渡しが行われるものに対しまして、1,000本当たり4,418円から5,262円に644円引上げようとするものでございます。失礼しました、4,618円から5,262円に644円引上げようとするものでございます。その分を県たばこ税から減額する措置がとられることによりますので、たばこに対する総体的な税額の変更は変わりがないものというふうになってございます。

次に附則の改正ですが、第9条は退職所得の分離課税に対する所得割について、10分の1の控除を平成25年から廃止するため削除するものでございます。

第10条の2は、課税標準額の軽減の程度を地方自治体が条例で決定できる仕組みに変わったことによりまして、第1項では下水道除外施設について、第2項では雨水貯留浸透施設の軽減率を定めようとするものでございます。

第10条の3、7項及び8項、それから第11条は法改正に伴う適用条文の改正と、第11条から第15条までは固定資産税の負担調整額の負担調整措置及び住宅用地特例を原則として現行の仕組みを3年間延長するための改正でございます。

2ページの裏の12条第4項削除につきましては、不公平是正の観点から住宅用地に係る特例措置を、経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止することを目的としたものでございます。

3ページ裏をお開きいただきたいと思います。

第16条の2は、たばこ税のうち旧三級品の税率を1,000本当たり2,190円から2,495円に305円引上げようとするものでございます。本則の90条2項の改正と併せまして、たばこ税につきまして約680万円ほど増額になるものと見込まれるところでございます。

4ページの第18条の3の2は、一般・公益の社団・財団法人が所有する幼稚園、図書館、博物館に係る固定資産税には課税できないということになったことに伴いまして、その減免に必要な提出書類等を定めようとするものでございます。

第28条は、東日本大震災に係る雑損控除の特例を定めたものでありますが、第1項は納税者本人、第2項は生計を一にする者の控除についての規定ですけれども、特例対象金額及び適用年度の定義の文言を整理するものでございます。

4ページ裏の第28条の2は、居住用財産が東日本大震災により滅失した場合、その滅失した家屋等があった土地を売った時、税控除の特例を延長することができる旨を規定するものでございます。

5ページの第29条ですが、住宅借入金控除の特例を定めたものでございますけれども、適用法律名の変更及び条文の変更と第2項では従前の家屋が被災して新たに取得した場合、前の控除と新たな控除を重複して受けられることを定めようとするものでございます。

5ページの裏ですが、第31条は町民税の税率の特例を定めたもので、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の公布に伴いまして、平成26年から平成35年まで均等割の現行の3,000円から500円加算し3,500円にしようとするものでございます。均等割課税者は現在約3,500人ほどございますので175万円ほど増税になるものと思われれます。

この条例につきましては、平成24年4月1日から施行しようとするものでございますが、各条項により施行期日が異なりますので、議案書4ページ、5ページに記載している内容をお目通しいただきたいと思いますというふうに思います。今回の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなったことから専決処分を行ったものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

まず、新旧対照表の1ページの方、これ私は現行と改正案ということの中に寡婦控除が結局削除されるというふうに私は解釈してございます。これを削除されれば本町における対象者がどれだけの人がいるのか、どれだけの負担を現在なさっているのが、結局その控除がなくなるというふうに私は解釈したのですけれども、どれだけの金額になるのか、それをまずお聞きしたいと。

二つ目は、1ページの裏、附則がなくなるというようなことで、これが削除されるということになってくると、総合計画の財政シミュレーションの中にどういう影響を与えるのか、その辺を、これがなくなることによってどれだけ影響あるのかということをお聞きしたい。

3点目は、これは2ページの後ろの4項の削除なった分の負担水準の撤廃がなされる、住宅地における負担水準の撤廃がなされるというふうに私は解釈してございます。こういうふうになってくるとどれだけの負担が強いられるのか、あるいはもし負担水準の割合の差が.8以上出た場合の本町における対応はどういうふうに考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

まず、寡婦控除でございますが、対象者の人数等について把握をしておりませんが、今回の改正につきましては寡婦控除制度そのものをなくするというものではございませんで、今までですと寡婦控除は申告によって、年金受給者の場合ですが、申告によって寡婦控除を受けるという制度でございましたが、今後は年金受給者は毎年扶養親族の申告等なされるわけですが、その時、一緒に寡婦の申告もすると。そうすることによりまして、その分はもう年金所得の方で控除することによりまして改めて確定申告して控除するという手間を省くと、簡素化するというための改正でございますので、影響はないものというふうに考えているところでございます。

この分離課税につきましては、退職所得に係る分離課税の計算のものでございますので、勤続年数によりまして補助額が違うわけですが、ほとんどの場合、非課税となつてございますので、この措置が講じられてもほとんどの一般的な所得の方につきましては影響がないものというふうに考えられます。

それから負担調整の関係ですが、先程説明申し上げましたが、不公平税制を解消するために削除するということですが、ただし、特例的な経過措置を講じた上で廃止するというのをうたつてございますが、どのような措置を講ずるかにつきましては、まだ国の方で検討中ということでございます。その特例措置がどのようなものかを見極めた上で、それが税制にどの程度影響されるのかということはもうちょっと国の動向を見極めて判断したいというふうに思っているところでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第15、承認第2号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

承認第2号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

7ページの裏をご覧くださいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

2 款地方譲与税342万7,000円、1 項地方揮発油譲与税131万円、2 項自動車重量譲与税211万7,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金5万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金8,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金326万4,000円の減。

7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金75万1,000円。

9 款地方交付税、1 項地方交付税1億1,919万1,000円。

10 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金1万6,000円の減。

13 款国庫支出金8,302万6,000円、1 項国庫負担金4,835万7,000円、2 項国庫補助金3,466万9,000円、これには安全・安心な学校づくり交付金534万1,000円、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金（過年度分）961万7,000円、平泉遺跡群発掘調査事業費補助金（過年度分）943万3,000円、災害復旧事業査定設計委託費等補助金617万5,000円が含まれております。

14 款県支出金3,232万9,000円、1 項県負担金152万3,000円、2 項県補助金3,080万6,000円、これには東日本大震災津波復興基金市町村交付金2,569万3,000円、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金（過年度分）480万9,000円が含まれております。

16 款寄附金、1 項寄附金177万2,000円。

19 款諸収入、5 項雑入485万9,000円、これには郵便事業東日本大震災寄附金配分金413万5,000円が含まれております。

8 ページをご覧ください。

20 款町債、1 項町債4,010万円の減、これには学校教育施設等整備事業債540万円の減、公共土木施設災害復旧事業3,380万円の減が含まれております。

歳入合計補正額 2 億203万3,000円。

次に歳出でございます。

8 ページの裏をご覧くださいと思います。

2 款総務費 2 億1,023万7,000円、1 項総務管理費 2 億1,058万2,000円、これには財政調整基金積立金 2 億812万3,000円が含まれております。2 項徴税费 20 万円、3 項戸籍住民基本台帳費 54万5,000円の減。

3 款民生費785万7,000円の減、1 項社会福祉費395万8,000円の減、2 項児童福祉費384万9,000円の減、3 項災害救助費 5 万円の減。

4 款衛生費316万5,000円の減、1 項保健衛生費324万8,000円の減、2 項清掃費 8 万3,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費 17 万5,000円の減。

7 款商工費、1 項商工費 80 万円の減。

8 款土木費2,040万7,000円の減、2 項道路橋梁費319万9,000円の減、4 項都市計画費1,716万5,000円の減、これには下水道事業特別会計繰出金1,618万4,000円の減が含まれております。5 項住宅費 4 万3,000円の減。

9 款消防費、1 項消防費 20 万円の減。

10 款教育費288万7,000円の減、1 項教育総務費 5 万円の減、3 項中学校費212万5,000円の減、5 項社会教育費 71 万2,000円の減。

9 ページをご覧ください。

11 款災害復旧費2,728万7,000円、1 項土木施設災害復旧費2,749万2,000円、2 項農林水産施設災害復旧費 20 万5,000円の減。

歳出合計補正額 2 億203万3,000円。

続きまして、9 ページの裏をご覧ください。

第2表、継続費補正でございます。変更でございます、10 款教育費、3 項中学校費、中学

校建設費の補正前の総額 1 1 億5,466万4,000円を 1 1 億5,381万9,000円に、また、各年度の年割額のうち平成 2 3 年度の 5 億1,398万8,000円を 5 億1,314万3,000円に専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、10 ページをご覧ください。

第 3 表、繰越明許費補正でございます。変更でございます、1 1 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業の補正額の金額3,000万円を6,000万円に専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、10 ページの裏をご覧ください。

第 4 表、地方債補正でございます。変更でございます、学校教育施設等整備事業の変更前の限度額 3 億9,210万円を変更後の限度額 3 億8,670万円に、また、公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額3,380万円と農業用施設災害復旧事業の変更前の限度額 9 0 万円につきましては、借入限度額の全額を震災復興特別交付税で措置されたことにより変更後の限度額全額を減額変更し、それぞれ専決処分させていただいたものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

1 2 ページの裏の 1 3 款国庫支出金の中で 2 項国庫補助金、その中の 2 目衛生費国庫補助金ということで180万円、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金という180万円国から来ているわけですが、これは衛生費補助金という節になっていますね。そうしますと、衛生費ということどこかで使っているわけですか。その補助金はもらっているけれども、何に使ったか質問したいのですが。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

放射線量低減対策特別事業費補助金でございますが、今回、180万円の追加ということになってございます。当初は、中身でございますが、国の補助メニューがございまして、主には除染実施計画策定に係る業務に対する補助金、それから除染事業に係る補助金、こういうふうにならば二つに大きなところは分かれてございます。それで除染実施計画に係るものとなれば、線量計の購入とかですね、あるいは線量の計測といったようなものに対する経費でございます。それから除染事業については、昨年度、学校、保育所等の、いわゆるマイクロスポット、局所的に線量が高いところを除染しておりますので、そのほかにもやっているのですが、除染しております。その分の経費が今回の補助対象に入っているものでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

私が質問したのは、この180万円何に使ったのですかという話なのですね。今まで、もし補助金がいくらか来ていて追加で180万円なったという話であれば、ではトータルいくら補助金があって、それを何に使ったかという話になると思うのですが、その辺も含めて、もう一回説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

トータルでは、概算で申請した段階では540万円ほどの交付決定が来ております。今回180万円追加して、全部が概算で決定した分が来るわけではございませんで、今、平成23年度分の実績報告を出して最終的にはトータルで450万円くらいの補助金が出るものということで今回180万円を追加したということになります。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

そうしますと、もう一回補正を組んで最終金額が明確になるという理解でよろしいのですね。そうしますと、今、そのお金を使っているのは実施計画と、あとは除染した作業のお金として、費用として使っていますよという、そういう理解でよろしいのですか。なんか実施計画自体も私見たことないのですけれどもね、4月1日から確か実施計画もやるという話で3月中に多分提出しているはずなのですよ。私だけかもしれませんが、見たことないのですけれどもね、どうなっているのですか。その辺も含めてちょっと説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

除染実施計画につきましては、本来であれば3月にでき上がるということで予定してはいたのですが、いまだ環境省との事前協議中ということになってございます。大変作業が遅れているということ。最終的には環境省というか国の方の承認を得ないと最終的な除染実施計画にはならないということで、国の方でも急いで作業しておるのですが、なかなか上がってきていないというのが実情でございます。

それから、先程450万円と言いましたが、一応決算ではそのぐらいになるという、いずれ見込みということになります。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

12ページの9款地方交付税の1億1,900万円という追加ですが、これは当初は6,000万円、その後の補正はちょっと分かりませんが、調べていませんが、いずれ1億1,900万円、これ内容見ると特別交付税なのですね、いわゆる特交というものです。なので特別交付税の場合はある程度の理由があるわけですが、その理由がどういうわけで6,000万円に、1億1,900万円ですから1億8,000万円ぐらいになったわけですね、なぜそのようになったのか、そして、なぜここに来て専決なのかというのがちょっと疑問で、3月段階で全然分からないのかどうかという線ですね。その辺のところをひとつお願いしたいと思います。

更に、これに付随して、財政調整基金が2億円という膨大な金額が財政調整基金に入ることになりますね。だから、もう少し早く分かって、もう少し早く補正をしていれば有効に活用できたのではないかと、基金だから活用できないわけではなくて、今後は十分に活用されるものだと思いますけれども、なんかその辺ちょっともったいないような感じするのですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

地方交付税の増額でございますけれども、この額につきましては特別交付税でございます、全額が特別交付税でございます、その通常分が8,546万8,000円、それから震災復興特別交付税ということで3,372万3,000円が通知が来ているところでございます。特別交付税の通常分の内訳につきましては、それぞれ東日本大震災に関連するものが558万8,000円でございます。それから、東日本大震災分以外のものが7,988万円でございます。それから震災復興特別交付税分でございますけれども、これにつきましては単独災害復旧事業費分の、単独災害の分につきましては、その分が全て特別交付税で措置されたことによりまして今回増額したものでございます。また、この額につきましては、3月中旬になって県の方から通知があったものでございまして、3月定例議会での補正予算では計上できないという事情がありまして今回の専決処分に至ったものでございます。

それから、財政調整基金の増額でございますけれども、これにつきましてはただいま申し上げましたような内容に伴いまして、2億812万3,000円という高額な額になったところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

ただいまの7番議員からありました12ページの9款地方交付税の問題、特別交付税の交付基準といえますか、そういったものには災害とか、そのほかに、今回のものは当初予算から見ると3億5,000万円ぐらい来ているのですね、今回のもので。当初予算の約16%も交付税が余計来ているということなのですから、これにはそれぞれの理由がありまして、一番は災害ではないかと思っておりますけれども、私は特にそこで心配しているのは、そのほかに基準財政収入額が著しく減った場合とか、そういったような場合にも交付税の対象になっているというのがあるはずでございますけれども、そういったようなことはないのか、災害だけでこういうふうに来ているのかということ、そこをちょっと心配しているのですけれども、その辺を大まかにかまいませんのでお聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

特別交付税につきましては、議員ご指摘のとおり、個別緊急の財源需要に対して交付されるものでございまして、特にも地震、台風等の自然災害による被害に対して交付されるものでございます。それで、議員ご指摘のとおり、今回の交付税の増額につきましては、全てが東日本大震災に起因するものでございます。特にも公共土木施設災害等の補助裏につきまして起債充当を予定しておりましたが、その起債につきましては全額特別交付税により措置されたことに伴いましてこのような増額になったものでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

今回の専決処分の関係で、特別このことではないのですが、この議案書3冊つくってありますが、改定の部分でですね、私、今までこういうのはなかなか見たことがないのですが、これはどういう事情だったのかお知らせ願えますか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議員の皆様方には大変、議案書の差替え、二度にわたる差替えというふうなことで大変申し訳なく思っております。内容につきましては、原稿の落丁等がございまして、その中で印刷すべきページが入っていなかったというものでございます。これにつきましては、今後注意させて対応するようにして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

間違いはそれはあるかもしれませんが、落丁しているのは9ページぐらいですよ。全38ページ、これをなぜ3回も印刷するのか。今まででしたら人力で差替えをしてきた経緯があるのですが、相当な枚数ですよ、これ。議員含めて多分40部ぐらい印刷されたのだと思うのですが、これだけで500の綴り、九つを消費してコピー機を使ってただ回せばいいという発想が本当に正しいのかどうか、この修正の仕方、今までの総務企画課長から代わられて、今後こういうことでエコとかいろいろな意味で紙を減らすような施策をとらないという姿勢なのかどうかですね、そこから、お聞きしたいと思いますが。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

議案書の訂正につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、全ページまた印刷して配布したという内容になってございます。けれども、全ページ印刷して配布したものにつきましては議員と参与に係る分でございます、もう事前に議案書配布をいたしまして、それをもってそれぞれの議員各位が内容等書き込み等されている可能性もあるということもございましたけれども、いずれ自宅へ持参しましてその中で作業することにつきましては、大変時間等もかかるということもございまして、議員、参与の訂正分につきましては新たに印刷をし直したものを送付させていただいたところでございます。その他、三役、職員分につきましては、落丁部分についての差替えというふうな形で対応したものでございまして、今後につきましては内容にもよりますけれども、極力差替えという形で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第2号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第2号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第16、承認第3号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

それでは、承認第3号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明させていただきます。

22ページの裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、3款国庫支出金662万3,000円、1項国庫負担金956万4,000円、2項国庫補助金294万1,000円の減。

4款県支出金238万4,000円、1項県負担金73万円、2項県補助金165万4,000円。

9款繰入金745万7,000円の減、1項他会計繰入金30万円の減、2項基金繰入金715万7,000円の減。

歳入合計補正額155万円の増。

歳出、2款保険給付費155万円、1項療養諸費100万円、2項高額療養費100万円、3項出産育児諸費45万円の減。

歳出合計補正額155万円。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第3号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第3号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第17、承認第4号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

承認第4号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

26ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額補正でございますので項の補正額でご説明いたします。

1 款使用料、1 項施設使用料86万1,000円の減。

4 款諸収入、1 項諸収入10万9,000円の減。

歳入合計補正額97万円の減。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費97万円の減。

歳出合計補正額97万円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

歳出の方ですけれども、この1節報酬が当初予算より半分、そして12節役務費の広告料、手数料、これらについても当初予算の約半分になっているのですけれども、これらはこういったような要因があってこういうふうな半分になったのか、非常に重要なポストなものですから、まし

てやこれを運営していくためには重要なところなのに約半分というようなことは、どういう理由でこういうふうになったのか、そこをお聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

1節の報酬についてでございますが、この説明のとおり運営委員会をやっているのですが、実は3回の予定しておりましたが、2回の会議で済んでおります。そのためにここで減額補正をさせていただきますいております。

それから役務費の広告料でございますが、新聞に掲載したり小冊子なんかに広告を載せるということですが、大変申し訳ありません、詳細にこのくらいになった金額については実績に基づくというような感じでやっていたので、減額していますので、何の分というふうなことでちょっと把握しておりませんでした。すみません。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

今、この町民温泉は非常に大事な時期だと思うのですね。その時に大きな役割を果たすのが、結局この運営委員だと思うのですね。それが、当初3回の予定が2回になったということはどういうことなのかと、むしろ3回か4回、あるいは5回もやらなければならないくらい重要な時期ではないかと、それが減るということはどういうことかというふうに思いまして質問したのですが、その辺をもう一度お願いしたい。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

申し訳ありません。例年2回の予定、大体運営委員会を2回していたところでございますけれども、平成23年度につきましては、例えば緊急なことが出た場合に追加しようということで予算を3回分をとっていたということでございますので、2回につきましては決算と予算の関係ということで例年どおりの運営委員会を開催したいというところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

分かりました。本当は2回か3回やってもかまわないと私は思います。それと、先程言った、別に役務費の広告料とか手数料を内訳はどういうことかということを知っているのではなくて、こういう時期だからこそ本当の、もうそれこそ宣伝も何も大々的にやらなければならない、むしろこれでも足りないくらいだと思うのですけれども、それを残すということ自体がおかしいと、こういうことを思って質問したのでございます。その辺、ちょっとどういうことであれか。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

平成23年度はおかげさまで入館者数も増えている状況ではございますけれども、確かにせっかくとったということは変なのでございますけれども、まずこれからも広告料とかにつきましては、やはり十分予算要求しているその辺を上手に使いましてというか、ますます入館者が増えるような努力をしていくことがやはり大切だと思いますので、これからそんなふうに進めていきたいと思います。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

この予算の話、大分予算は減ったようですが、実際この運営委員会の中で中身の話がちょっと見えてこないのですよ。入館者数を増やそうということで、ここ数年間、議場で議員から当局に対していろいろ要望なり提案なりしているわけですよ。それに対して、どういう運営委員会の、回数ではないですよ、質の問題を聞いているのですよ。どうなっているのか、その辺、もう少し見えるようにしてほしいのですが、要するに入館者数を増やすために何をする、その辺のところ、お答え願います。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

運営委員会は、こちらで予算とか現在の状況とかをまず大体説明する場所ということでございます。そして、その中で、ただ今後もどのようにしようかというようなことも協議はするのでございますけれども、なかなか、委員の皆様からある程度のご意見はいただくところでございますけれども、こちらがというか、担当側のやりたいというか、方向性とか事業計画について承認もらうような状況になっているところですが、これからはもう少し、やはり皆さんに、せっかくの委員でございますので、やはり入館者を増やすこととか利用する方が楽しくというか、利用しやすいような状況のご意見ももっと積極的にいただくような方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

本来の運営委員会というのはどうあるべきかというところから考えていかないと、この問題はいつまでも解決しないわけですよ。当局が結果を出して決算書を出して検討してもらい、予算書を出して検討してもらい、それだけでは進展がないですよ。どういうふうがいい方向に持っていくかというのが運営委員会の使命なのです。であれば運営委員自体が適任ではないのでは

ないかと私は思ってしまうのですよ。もう少し適任の方を運営委員として選んで参加してもらった方がいいのではないですか。ちょっとね、やはりそこら辺、前の課長もやっている、やっているという答弁でしたから安心していたのですけれども、なかなかちょっと今の話ですと、どうもうまくいっていないような感じがするので、やはり運営委員の方の選任も含めて、もう少し見直ししながら、いかに入館者を増やすかを進めるべきではないですか。そのための予算なのでしょう。削ればいいというものではないですからね。そこら辺、もう一度前向きな答弁をお願いします。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

運営委員につきましても、利用者の皆さんだったり女性の皆さんだったり事業をしている皆さんにお願いしておりますので、できるだけそういう方たちにもやはり積極的な、政策的な部分は町だとしても、それに対する意見をやはりいただくような方たちと思ってこの運営委員についてはお願いしているところではございますけれども、今後ますますその辺のことも協力しながら話し合えるような場にしていければと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

そういう意味では、町民福祉課長の仕事というのは非常に大変なんでしょうけれども、そういった運営委員の方が積極的に前向きな意見を出すような雰囲気つくらなければいけないのではないですか。それが運営体の責任者だと思うので、是非、青山課長には期待していますので、是非、今後とも入館者を増やす方向を、方向付けをしっかりと見極めて運営してほしいと思います。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

温泉の経営につきましては、るる、いろいろとご意見等も皆様にもあるかと思っておりますけれども、まず今、現時点で入館者数が増えたり売店とか食堂の経営とかも安定してきているところがございますので、これからもいろんなキャンペーンを通したり世界遺産登録の1周年記念事業なんかの拡大とかを考えながら、そしてまた運営委員の皆様のご協力もいただきながら町民のためのより良い施設になるように進めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第4号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、承認第4号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時17分

議長(青木幸保君)

再開をいたします。

日程第18、承認第5号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

それでは、議案書29ページでございます。

承認第5号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書30ページの裏でございます。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1款、分担金及び負担金、1項負担金327万5,000円。

3款国庫支出金1,010万8,000円、1項国庫補助金178万1,000円、2項国庫負担金832万7,000円。

4款繰入金、1項他会計繰入金1,618万4000円の減。

7款町債、1項町債350万円の減。

歳入合計補正額630万1,000円の減でございます。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費625万1,000円の減。

2 款公債費、1 項公債費5万円の減でございます。

歳出合計補正額630万1,000円の減。

次に、31ページ、第2表、地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明申し上げます。起債の目的、公共下水道事業、限度額3,700万円、資本費平準化債、限度額4,350万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから承認第5号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第5号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについては、承認することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第19、議案第32号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議案書33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは34ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額でございますの

で、項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金514万9,000円の減。

1 4 款県支出金、1 項県負担金320万2,000円。

1 7 款繰入金、2 項基金繰入金426万1,000円。

1 9 款諸収入、5 項雑入100万円。

歳入合計補正額331万4,000円。

次に歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費 7 2 万5,000円。

3 款民生費、2 項児童福祉費126万円。

9 款消防費、1 項消防費120万3,000円。

1 0 款教育費、5 項社会教育費 1 2 万6,000円。

歳出合計補正額331万4,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

まず35ページの19款5項雑入のところですが、100万円、自治総合センターコミュニティ助成金ということで、雑入というのはどこからこの助成金があったのか、また、これはどういう内容なのか、ちょっと説明お願いしたいと思います。

それから、その裏の今度は歳出、歳出の2款総務費、1項総務管理費の中の5目ですね、財産管理費ですが、直接ここには関係ないのですが、財産管理費という費目の中で恐らく関連するだろうということですが、旧小島小学校の屋根が地震で破損しているようでブルーシート被っているようですが、これは町の管理ではないのかと思うのですけれどもね。その場合は町でどういうふうな対処する予定なのか、ずっとそんな同じような状態になっているようですが、その辺の見通しなり考え方、多分貸していると思うのですね、あそこ。その2点です。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

初めに19款諸収入の5項雑入の100万円につきましてでございますけれども、これにつきましては婦人消防協力隊への防災備品の充実を図るための予算でございまして、財団法人自治総合センターに対しまして要望をしていたものが3月下旬に決定通知がされたことによりまして今回補正をしたものでございます。購入内容につきましては、軽可搬ポンプ、それから組立て式の水槽、またポンプ操法訓練等に使用します標的等の購入を120万3,000円でしようとするものでござ

います。

それから2款総務費、1項総務管理費の5目財産管理費の関係でございますけれども、旧小島小学校の件につきましては、現在、旧小島小学校の校舎につきましては、賃貸借契約を結びまして貸している状況でございます。ただ、その中にその補修等の内容まで含まれているかにつきましては、ちょっと今把握してございませんので後ほどよろしければ後ほどご回答したいと思います。

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時32分

議長（青木幸保君）

再開いたします。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、旧小島小学校の管理につきましての答弁をさせていただきます。

ただいま確認しましたところ、この施設につきましては借り主の方から、あの施設そのものが老朽化しておりまして、町といたしましては貸したくない、お貸しできないという話をしていたところでございますけれども、たつての現在借りていらっしゃる方からの要望によりまして、いずれ老朽化も激しいというようなことで維持管理につきましては借り主の責任においていただくという条件を付して現在貸しているというところでございますし、いずれ今後につきましても町といたしましては、この施設の復旧、補修等については考えているところではございません。いずれ、将来的にはこの建物を譲渡も含めまして、それらも含めて視野に入れまして検討していきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

もう少し確認しますが、今の維持管理は借り主が行うというのは契約書に明記されているということよろしいわけですね。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

そういう条件で貸付けしているというようなところでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第32号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第32号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時36分

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第20、同意第5号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

この同意案件は、地方自治法第117条の規定によって、小松代智議員の退場を求めます。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、同意第5号の提案理由の説明を申し上げます。

監査委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。住所は平泉町平泉字柳之御所59番地。氏名、小松代智。生年月日、昭和15年11月18日生まれ。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第5号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第5号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

議員の入場を認めます。

監査委員の案件が同意されたので、小松代智議員、ごあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

監査委員（小松代智君）

皆様のご同意をいただきまして、今期の監査委員に選任いただきました小松代智でございます。私は36年間、役場におりましたが、監査を受ける方だけを36年間受けていまして、初めて監査をするという立場になりました。役場が住民の目から見ると疑惑の持たれないような形に監査をきちっとしていきたいと思っております。更に、もしそういうことがありましたら是正をして、絶対にそういう目で見られないような形の指導をしていきたいというような感じをしております。ベテランの内藤監査委員でございますので、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。あいさつに代えます。ありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

次に、日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、畠山寛二議員。

議会運営委員長（畠山寛二君）

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、（1）本会議の会期日程等議会の運営に関する事項。（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。（3）議長の諮問に関する事項。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（青木幸保君）

議会運営委員長から、所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等につい

て、委員の任期中の継続調査する申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、委員の任期中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 (青木幸保君)

日程第 2 2、議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

本件について、議会広報編集特別委員長の報告を求めます。

議会広報編集特別委員長、大内政照議員。

2 番、大内政照議員。

議会広報編集特別委員長 (大内政照君)

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定したので、会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会広報編集に関する事項。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

ただいま議会広報編集特別委員長から、所掌事務のうち、議会広報編集に関する事項について、委員の任期中の継続調査する申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会の所掌事務のうち、議会広報編集に関する事項について、委員の任期中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 (青木幸保君)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 2 4 年第 2 回平泉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後 3 時 4 5 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 小松代 智

平泉町議会議長 青木 幸保

署名議員 升沢 博子

同 大内 政照